

第5回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 議事要録

1. 開催日時：令和4年10月14日（金） 14:00～15:25
2. 開催場所：日本電気協会 D会議室+Web
3. 出席者：（敬称略）
 - 【委員長】 日高〔東京電機大学〕
 - 【委員】 若月〔主婦連合会〕
早田〔電気事業連合会〕
磯〔高本委員代理：（一社）日本電機工業会〕
東嶋〔科学ジャーナリスト〕
中村〔ひなた総合法律事務所〕
 - 【委任状提出】熊田〔東京大学〕、奥田〔電気保安協会全国連絡会〕、浅川〔全日本電気
工事業工業組合連合会〕、首藤〔（株）社会安全研究所〕
 - 【オブザーバー】石井、山田〔経済産業省〕
 - 【事務局】 小林（幸）、小林（信）、永野〔（一社）日本電気協会〕

4. 配付資料：

- 資料 No.1-1 民間規格等制改定プロセス評価委員会 委員名簿（令和4年10月5日現在）
- 資料 No.1-2 競争法に係わるコンプライアンス規程
- 資料 No.1-3 第4回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 議事要録（案）
- 資料 No.2 本日のプロセス評価委員会でご承認いただきたい全体評価書（案）の概要について
- 資料 No.3-1 JESC E2016（2017）「橋又は電線路専用橋等に施設する電線路の離隔要件」の定期確認に関する全体評価書（案）
- 資料 No.3-2 JESC E2016（2017）「橋又は電線路専用橋等に施設する電線路の離隔要件」
- 資料 No.4 電気設備の技術基準の解釈の改正及び JESC 規格との関連付けに関する要請（経済産業省への要請文書）
- 資料 No.5 第117回日本電気技術規格委員会 議事要録（案）

- 参考資料 1-1 第115回日本電気技術規格委員会 議事要録
- 参考資料 1-2 第116回日本電気技術規格委員会 議事要録
- 参考資料 2 民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規）の制定について

参考資料 3 日本電気技術規格委員会 規約等一式

参考資料 4 民間規格等制改定プロセス評価委員会 今後の開催予定

5. 議事要旨：

5-1. 出席委員の確認及び委員会の成立

事務局より、本日の出席者 10 名（委任状と代理出席者を含む。）、であることが報告され、日本電気技術規格委員会規約で定める定足数 7 名（委員総数の 3 分の 2 以上）を満たすことから民間規格等制改定プロセス評価委員会（以下、「プロセス評価委員会」という。）の成立が確認された。

5-2. 委員交代の連絡

事務局より、委員の交代について連絡があった。

- ・「電気保安協会全国連絡会」の芝田委員から奥田委員に交代
- ・「全日本電気工事業工業組合連合会」の橋詰委員から浅川委員に交代

5-3. オブザーバー参加者の確認

事務局より、本日のオブザーバーについて、経済産業省 石井課長補佐、山田係長の参加報告があった。

5-4. 議題及び配付資料の確認

事務局より、議題及び配付資料について説明があった。その後、本日の議題が資料 No. 1-2 の競争法コンプライアンス規程第 4 条(禁止事項)にあたらぬことが委員会で確認された。

5-5. 前回（第 4 回）委員会議事要録案の確認 （審議）

事前配布した資料 No. 1-3 の第 4 回民間規格等制改定プロセス評価委員会の議事要録案について、最終的な確認が行われ、審議の結果、議事要録は承認された。

5-6. 全体評価書（案）の審議について （審議）

事務局より、資料 No. 2 から資料 No. 5 に基づき、全体評価書（案）について説明があった。審議の結果、全体評価書（案）は、承認された。

なお、全体評価書は、要請書に添付し国へ提出する。

○JESC E2016（2017）「橋又は電線路専用橋等に施設する電線路の離隔要件」の定期確認に関する全体評価書

（質問 Q、回答 A、コメント C）

Q1：資料No.3-1、資料 D、プロセスではないが、JESC ホームページの公告へのアクセス件数が 190 件となっている。190 件は多いのか。それとも通常通りの件数である

のか。

A1：過去の1年間の実績では、おおよそ160件～200件程度のアクセス件数で推移しているため、通常通りの件数である。

Q2：外部公告を実施する際、事前に関係者へ連絡が行われるのか。

A2：審議対象となる規格は、関係者を集めた作業会や専門部会で検討を行った後にJESCへ上程している。作業会や専門部会に所属する方には、JESCの審議や外部公告についての情報が伝わっていると考えられる。従って、JESC事務局からは積極的に関係者への周知は行っていない。なお、従前より電気新聞とJESCホームページを外部公告の媒体としている。

Q3：資料No.2、P7、電技解釈の改正案の文章が「民間規格評価機関である～」となっているが、理由は何か。

A3：現状では、民間規格評価機関はJESCのみであるが、複数出て来るとも考えている。承認した民間規格評価機関を明確にするため、「民間規格評価機関のうち日本電気技術規格委員会が承認した～」との記載となっている。

Q4：資料No.2、P7、電技解釈の改正案には「JESC E2016(2017)」が記載されていない。年号を記載しないのは最新版を引用するためと理解しているが、規格番号は変更が無いと思われるため、規格番号を記載しないのはなぜか。将来的に規格番号が変わる可能性があるためか。

A4：現行の「JESC E2016(2017)」の記載のままですると、規格が改定される度に改正の要請書を提出することとなる。しかし、「JESC E2016(2017)」を記載しない規格のリスト化の方法にすれば、規格の最新版が適用されるため、規格が改定される度に要請書を提出しなくても良くなり、手続きが簡素化される。規格番号及び制定年の記載は無くなっているが、JESCホームページに電技解釈に引用している規格の一覧表を掲載しており、ここで参照出来る様になっている。

Q5：資料No.2、P7他、電技解釈の文章で「施設する」となっているが、一般的には「敷設する」ではないのか。

A5：電技解釈の用語では、従前より「施設する」である。一般において「敷設する」という場合もあるが、法律の用語として記載している。

Q6：資料No.3-2、規格名が「橋又は電線路専用橋等に施設する電線路の離隔要件」となっている。電線路専用橋を直接見る機会がないため、電線路が送電線と配電線の両方となるのかを教えてください。

A6：電線路専用橋には、送電線と配電線の両方がある。

6. その他

事務局より、次回プロセス評価委員会の開催は、2023年1月下旬頃を予定しており、日程は別途調整の上決定するとの説明があった。

また、今後のプロセス評価委員会の開催予定について説明があった。

以上